

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画変更認可申請に係る面談

2. 日時：令和2年1月10日(金)10時30分～12時00分

3. 場所：原子力規制庁9階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、
内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他3名

5. 要旨

○原子力機構から、12月26日の面談で監視チームから作成を指示した審査中の廃止措置計画変更認可申請（模擬燃料体の部分装荷）に係る審査資料の概要説明資料について、資料を用いて案の説明を受けるとともに、12月16日の監視チーム会合で議論のあった、次回の燃料体処理における処理体数の変更時における「廃止措置計画に係る軽微な変更」の手続きについて確認があった。

○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

（資料1について）

- ・本日示された資料案では、JSFR向けに開発された集合体群振動解析コードを用いて模擬燃料体の部分装荷に係る妥当性（地震時における燃料体の健全性等）を説明している。しかし、当該解析コードは群振動挙動の傾向を見るには適用可能としても、厳密に審査に供して定量的な評価結果として用いるにはまだ課題があるため、本解析の内容のみをもって部分装荷に係る妥当性を説明しきことは困難である。
- ・したがって、部分装荷の影響評価に対する集合体群振動解析の適用の考え方を説明した上で、解析結果を超える事態が発生しても過去の事例に基づき手詰まりにならないことを示す必要があり、燃料取り出し期間や大規模地震の発生の可能性等に鑑み、総合的に考えて部分装荷になっても災害の防止上支障がないことが明確となるように説明を工夫すること。
- ・本資料については、上記のコメント等を踏まえ、適切な内容に修正するとともに、専門的な技術用語については、平易な記載を心掛けること。

（廃止措置計画に係る軽微な変更について）

- ・廃止措置計画の変更手続きにおいては、法令に定められているとおり、廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更については、軽微な変更として、その変更の日から30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出ることで、当該計画の変更をすることができる。
- ・上記の手続きにおける「変更の日」については、申請者の判断によるが、例えば、燃料体処理における処理体数の変更時においては、その変更を申請者として判断した日とな

る。

- ・なお、上記の変更をする際は、事前に、原子力規制庁に対し、災害防止上支障がないか等の必要な内容を説明すること。

○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1：模擬燃料体の部分装荷（案）

資料2：流量変化による燃料冷却性能への影響（模擬燃料体の部分装荷における影響評価について（改正2）の参考資料2）